

◆平成24年度下半期の中小企業対策について

平成24年8月31日



中小企業庁は、平成24年度下半期に以下の中小企業金融支援策を実施し、中小企業の資金繰りに支障が生じないよう万全を期してまいります。

1. セーフティネット保証5号の活用

セーフティネット保証5号（100%保証）を引き続き活用し、中小企業金融の円滑化に万全を期してまいります。（「セーフティネット保証第5号の概要」参照）

セーフティネット保証5号の原則全業種指定の取扱については、昨年3月末をもって終了する旨を同年1月28日に公表したところですが、その後、東日本大震災が発生したことから、緊急避難的に原則全業種指定の運用を継続してまいりました

この度、本件について業況調査を実施したところ、その結果を受けて、本年11月1日以降、業況が改善した業種については指定業種から外すこととします。

なお、ソフトランディング措置として、現在の基準（最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等）に加え、一層緩和した基準（最近月の売上高等がリーマンショック前（4年前）比5%以上減少等）を適用し、厳しい業況にある業種に属する中小企業の支援について万全を期してまいります。

※ **ねん糸製造業(1117)・かさ高加工糸製造業(1118)**につきましても指定業種となっております。

2. 東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証等の活用

東日本大震災の被災事業者、小規模企業者等に対しては、東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証（※）等の100%保証を積極的に活用し、資金繰りを後押しします。

※小口零細企業保証は、保証債務残高1,250万円以下、かつ、従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者が対象。

3. セーフティネット貸付の活用

外部環境の変化により業況が悪化している中小企業については、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付等を活用し、資金繰り対応を行います。（「セーフティネット貸付の概要」参照）

4. 経営力強化保証制度の創設（中小企業の体質強化策）

中小企業が外部の専門家（金融機関、税理士等）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免する新たな保証制度（経営力強化保証制度）を本年10月に創設し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。（「経営力強化保証の概要」参照）

セーフティネット保証第5号の概要

1. 対象者

業況の悪化している業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1：過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。原則全業種指定の取扱については、平成23年3月末をもって終了する旨を同年1月28日に公表したが、その後、東日本大震災が発生したことから、緊急避難的に原則全業種指定の運用を継続。平成24年11月1日以降は、本件について実施した業況調査の結果を受けて、業況が改善した業種については指定業種から外す。なお、ソフトランディング措置として、現在の基準（最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等）に加え、一層緩和した基準（最近月の売上高等がリーマンショック前（4年前）比5%以上減少等）を適用。

2. 企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者。
- ② 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③ 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※2）中小企業者。（※3）

※2：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※3：売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

3. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：概ね1.0%以下

セーフティネット貸付の概要

急激な円高等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業者等を支援するため、日本政策金融公庫が低利融資を行う。

制度の概要

対象者：社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者

対象資金：設備資金及び運転資金

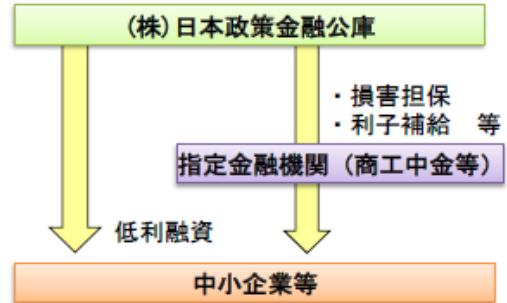
貸付限度額：(中小)7.2億円 (国民)4,800万円

貸付期間：設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利：基準利率(平成24年8月現在 (中小)1.55% (国民)2.05%)。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行う。

- ①売上等減少している場合、基準利率-▲0.3%
- ②雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率-▲0.2%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率-▲0.5%

事業スキーム



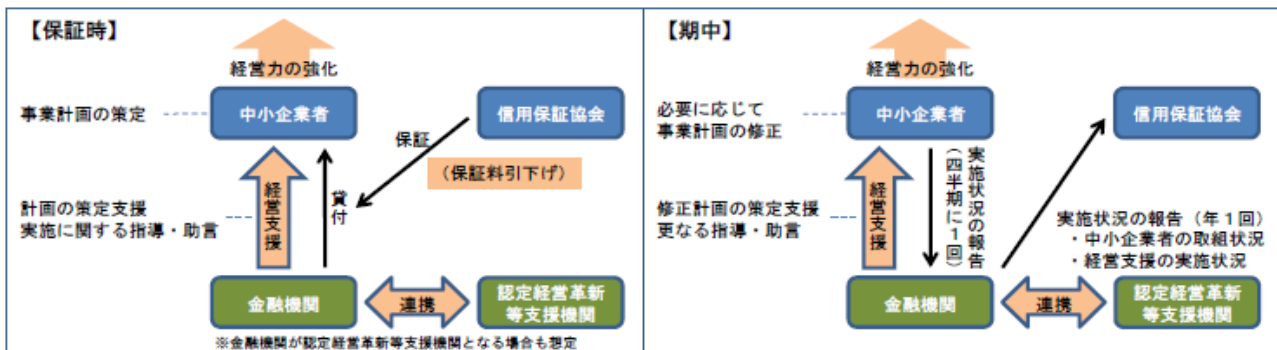
(注)商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

経営力強化保証の概要

- 中小企業が外部の専門家（金融機関、税理士等（※））の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免（概ね▲0.2%）し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポート。
- 中小企業は、外部の専門家等の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）、金融機関は、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告（年1回）。
- 本保証制度を10月1日から保証申込の受付開始（予定）。

※ 認定経営革新等支援機関

…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた外部の専門家



○保証料 一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ

◆平成24年度「雇用の安定のために」(概要版・詳細版)について

このパンフレットには、雇用関係各種給付金のうち雇用保険適用事業所の事業主の方に対して支給されるものがまとめられていますので、ご紹介いたします。

概要版 www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/gaiyo.pdf

詳細版 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html>

.....

◆「JFW JAPAN CREATION 2013」について

来る11月20日(火)～21日(水)、東京国際フォーラムにおいて「JFW JAPAN CREATION 2013」が開催されます。当会傘下の組合員有志が「JYTねん糸グループ」として参加・出展いたします。

出展企業：岩本繊維(株)、金田繊維合資会社、藤田織物(株)、古市(株)、(有)内田撚糸、山甚撚糸(株)、マルイテキスタイル(株)、広部撚糸(有)、渡辺繊維(株)、(有)戸田合織 「以上福井県10社」

伊高撚糸(株)、(株)ビエント 「以上愛知県2社」

詳細は、<http://www.japancreation.com/2013/overview.html>をご覧ください。